千葉県農業経営基盤の強化の
促 進 に 関 す る 基 本 方 針

令 和 ５ 年 ６ 月

千　　葉　　県

目　　次

第１　農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向 1

１　本県農業の現状 1

２　本県農業の課題 1

３　本県農政展開の基本的な考え方 3

４　農業経営基盤の強化の促進に向けた取組の方向 4

５　新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成の方向 6

６　地域における農業生産の取組方向 7

第２　効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標 10

第３　新たに農業経営を営もうとする
青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標 32

第４　農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備
その他支援の実施に関する事項 36

１　農業を担う者の確保及び育成の考え方 36

２　農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針 37

３　都道府県が主体的に行う取組 37

４　関係機関の連携・役割分担の考え方 38

５　就農等希望者のマッチング及び
農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供 39

第５　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標
その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項 40

第６　農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項 41

第７　農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項 44

第１ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

１ 本県農業の現状

○ 本県農業は、温暖な気候と豊かな大地に恵まれ、多くの人口が集中する首都圏にあって、食料の安定供給という面で大きな役割を果たしています。

本県においては、東京都に隣接した北西部は都市化が進んでいますが、中央部には比較的平坦な下総台地が広がり、そこから南房総にかけては２００～３００メートル級の丘陵が続いています。また、利根川流域と九十九里沿岸には比較的まとまった平野も存在しています。

そのような中で、農業産出額が全国でもトップクラスの野菜に加え、米、果樹、畜産など、地域ごとに多彩で特色のある農業が展開されています。

２ 本県農業の課題

(1) 農業構造のぜい弱化への対応

高齢化の進展や後継者の不足等による農業従事者の大幅な減少という、近年の我が国農業が抱える構造的な問題に本県も直面しています。農業経営体数は、平成２２年に５５，３８７経営体でしたが、令和２年には３５，４２０経営体と約２万経営体が減少する一方で、基幹的農業従事者のうち６５歳以上の高齢者の占める割合は、約５２パーセントから約６７パーセントへと増大しています。

このような農業経営体数の減少や高齢化が進展する状況にあって、優良農地の確保や荒廃農地の発生防止・解消、さらには自然環境や国土の保全、水源のかん養などの農業・農村が持つ多面的機能の持続的な発揮のためにも、地域農業の中心となる担い手の確保・育成を進め、それらが農業生産の相当部分を担っていくような農業構造の確立が必要です。

(2) 人口減少や高齢化の進展による集落機能の低下への対応

農村は、食料供給に加え、県土や自然環境の保全等にとってかけがえのない多面的機能を有しており、また、人々の価値観が心のゆとりや豊かな暮らしを求める方向に変化する中で、美しい景観や豊かな自然のある農村への期待は大きくなっています。

しかしながら、農村の人口減少や高齢化の進展により、生産活動や集落としての機能が低下し、野生鳥獣による生産物への被害や荒廃農地が拡大しており、緑豊かな景観や伝統文化など農村の魅力的な資源を発掘・活用し、農村の活性化を図っていくことが求められています。

(3) 農業のグローバル化への対応

経済社会のグローバル化に伴い、幅広い分野において、人やモノ、情報などの交流が世界的規模で拡大しています。中でも貿易の分野では、平成３０年１２月にＴＰＰ１１協定、令和４年１月にＲＣＥＰ協定が発効されるなど、経済のグローバル化が一層進展しています。

このため、輸出力の強化や生産現場の体質の強化・生産性向上、付加価値の向上等が求められています。

また、海外では経済成長や人口増加により食の需要拡大が進んでおり、新たな販路を開拓し、海外市場への更なる展開を図るためには、輸出にチャレンジする産地等への支援や、本県の強みを生かした戦略的なプロモーション等に取り組む必要があります。

(4) デジタル社会の進展への対応

人口減少社会に入り、産業競争力の強化や地域社会の活力低下が懸念されており、デジタル技術の活用による社会の変革は極めて重要な課題となっており、農業分野においても、生産性を向上させ、農業を成長産業にしていくためには、デジタルトランスフォーメーションを実現することが求められています。

(5) 頻発する自然災害や家畜伝染病への対応

地球温暖化などをはじめとする気候変動の影響により、全国各地で記録的な豪雨や台風等が頻発し、農業の持続性を脅かす重大なリスクの一つとなっています。

今後も、気候変動による自然災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、農業施設の防災機能の強化、施設管理者のＢＣＰ作成など、ハード対策とソフト対策を組み合わせた防災・減災対策や地域防災力の強化が求められています。

また、近年、高病原性鳥インフルエンザが相次いで発生し、本県の畜産業に甚大な被害を及ぼしています。さらに、関東近県では豚熱が発生しており、アフリカ豚熱の国内への侵入リスクも高まっていることから、これら家畜伝染病の発生及びまん延防止のため、防疫対策を徹底する必要があります。

(6) 新型コロナウイルス感染症の拡大やウクライナ情勢などによる社会経済活動の変化への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大により、農林水産分野や食品産業分野においては、外出自粛や輸出停滞による需要減少に伴う価格下落など、大きな影響を受けました。さらには、食料輸出国による輸出規制や米・パスタ、冷凍食品などの品目で一時欠品が発生したことや、ウクライナ情勢などの影響による原油や原材料等の価格高騰などを受け、食料の安全保障に対して強い関心が寄せられています。

一方、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、地方への移住に対する関心の高まりとともに、人の流れに変化の兆しが見られるなど、国民の意識・行動に大きな変化が生じており、本県農業においても、これらの変化に対応する必要があります。

(7) 国内外におけるＳＤＧｓや環境への関心の高まり

平成２７年の国連サミットにおける「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」の採択以降、ＳＤＧｓへの関心は世界的に高まっており、それとともに、ＳＤＧｓに対する国内の取組も官民を問わず、着実に広がってきています。

また、近年、食料の安定供給・農林水産業の持続的発展と地球環境の保全との両立が強く指摘されています。自然や生態系の持つ力を巧みに引き出して行われる食料生産・農林水産業において、その活動に起因する環境負荷の軽減を図り、豊かな地球環境を維持することは、生産活動の持続的な展開に不可欠であり、次世代に向けて本県も取り組まなければならない重要かつ緊急の課題となっています。

３ 本県農政展開の基本的な考え方

○　上記２で示した本県農業が直面する課題の解決に向け、県では、以下の５つの取組を総合的に進めることで、厳しい状況にある経営環境の改善を図り、力強く、未来につなぐ千葉県農業を展開していきます。

(1) 次世代を担う人材の育成と確保

本県農業をけん引する経営体を育成するため、千葉県農業者総合支援センター、各市町村、（一社）千葉県農業会議、（公社）千葉県園芸協会等の関係機関と連携し、農業経営体の法人化や地域計画の策定、担い手への農地の集積・集約化、雇用導入に向けた取組を支援します。また、地域農業や集落機能を支える小規模農家等の取組を支援します。

さらに、県内外からの新規就農者等の確保定着や企業による農業参入を推進するため、就農・参入などの相談体制の整備、県立農業大学校での農業教育の高度化、就農直後の研修の実施や就農資金の活用促進などに取り組みます。

(2) 農業の成長力の強化

産地収益力の向上のために、機械化の推進や集出荷施設の再編整備、既存の水利施設の長寿命化対策等による安定的な農業用水の確保及びほ場の大区画化・汎用化などを進め、生産性の向上やコスト削減などの取組を促進するとともに、更なる作業の省力化や生産性の向上につながるスマート農業について、農業者が自らの経営に合った技術を導入できるよう、現地実証や関連技術等の情報提供、機械等の導入支援を行います。

また、優良農地の確保と荒廃農地の発生防止・解消のため、農地制度の適切な運用や地域の話合いに基づく農地の集積・集約化、最適な土地利用の推進に取り組みます。

(3) 市場動向を捉えた販売力の強化

加工・業務用需要の拡大など市場動向を捉えた産地の流通販売体制の整備を推進する

とともに、地産地消やグリーン・ブルーツーリズムの推進、地域資源を活用した魅力ある商品開発の支援に取り組みます。

また、県オリジナル品種や新たな「食」の提案等による県産農産物のブランド力の強化や千葉の強みを生かした輸出重点品目・有望品目を中心とした海外展開を推進するとともに、日本初のワンストップ輸出拠点機能を備えた成田市公設地方卸売市場の活用や他県との連携による戦略的なプロモーションの展開により、海外需要の創出・拡大を図ります。

(4) 地域の特色を生かした農村の活性化

農村の将来を担う多様な人材の定着促進に向け、交流人口の拡大を図るとともに、農村が持つ多面的機能を維持・発揮するための地域住民等による活動を支援します。

また、多様な経営体の所得確保に向けて、地域特性を生かした経営モデルの提示や、集落での営農組織の育成支援などを行うとともに、６次産業化等に取り組む農業者への支援など、地域資源に価値を加える取組を進めます。

(5) 災害等への危機管理の強化

農村の安全・安心な暮らしや農業者の安定した経営を実現するため、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策に取り組みます。また、農業者の経営リスクの低減に向けた取組を推進するとともに、被害が発生した際は、市町村等の関係機関と連携し、農業施設等の早期復旧を図ります。

また、被害拡大が懸念される病害虫の蔓延や、本県未発生の病害虫や外来生物の侵入に対しては、定着・拡大の防止に向けた防疫対策を推進します。

○　令和４年３月に策定した千葉県農林水産業振興計画で定めた数値目標である農業産出額の増加に向けて、経営規模拡大に意欲的な生産者へ農地の集積・集約を図り、効率的に生産を行うための設備投資や労働力確保の取組を支援します。

また、需要が増加している品目について、生産・流通体制の強化を図るための集中的な支援を行います。

４ 農業経営基盤の強化の促進に向けた取組の方向

○　本県農政展開の基本的な考え方に即して各種施策を展開し、本県農業・農村の持続的な発展を図っていくためには、効率的かつ安定的な農業経営体が農業生産の相当部分を担うような農業構造に転換していくことが重要です。

そのため県では、本基本方針において目指すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積や経営の合理化をはじめとする農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じます。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

人々が農業を魅力とやりがいのある職業として選択し、意欲を持って取り組んでいくためには、農業に従事することで、地域における他産業と比較して遜色のない労働条件と収入を得られることが必要です。

そこで本県においては、現に県内各地域で展開されている経営事例を踏まえ、地域における他産業従事者並みの年間労働時間（主たる従事者１人当たり1，800～2，000時間程度）を維持しつつ、他産業従事者並みの生涯所得を可能とする年間農業所得（主たる従事者１人当たり５２０万円程度）を実現し得る農業経営を行う者の確保・育成に努めます。

年間労働時間	主たる従事者１人当たり1，800～2，000時間程度
年間農業所得	主たる従事者１人当たり５２０万円程度

(2) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者の確保・育成に向けた取組

効率的かつ安定的な農業経営の確保・育成に資するよう、農地の集約化に重点をおいて、生産の効率化等に向けた利用関係（農作業受委託を含む）の再構築を通じて目指す具体的な農地の効率的・総合的な利用の姿を示した「目標地図」を含む「地域計画」の作成を支援するとともに、機械や施設整備に向けた事業や融資の活用や、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、円滑な経営継承等の効果が期待される法人化を推進します。

また、地域においては、効率的かつ安定的な農業経営を目指す農家のほかにも、小規模な兼業農家や土地持ち非農家などが存在し、それらが相互に支え合い、地域農業の維持・発展を図っていくことが重要です。

そのため、地域農業のあり方について集落・地域で話し合い、効率的かつ安定的な農業経営を営む者等への農地の集約化等に関する将来方針を作成する「地域計画」の策定を促進します。

また、農業者の約半数を占める女性農業者は、重要な担い手であり、地域の活性化にも大きく貢献しています。そして農業は、個人の体力に応じて、生涯にわたって従事することが可能な職業でもあります。そのため高齢者についても、その知識と経験を生かして、積極的に生産や地域活動に参加していくことが期待されています。

地域においては、多様な主体が参加する活動組織が農地･農業用水等の適切な保全管理のための共同活動を数多く実践しています。また、農林漁業者等による農産物の加工販売等、６次産業化の取組が進められています。

これらの状況を踏まえ、県では、活力のある農村づくりに向け、女性農業者や高齢者、障害者をはじめとする多様な主体が、農業経営や地域社会の活動に主体的に参画できるような環境の整備を進めるとともに、地域住民自らが緑豊かな景観や伝統文化など農村の魅力的な資源を発掘・活用し、生産から加工・販売・観光等が一体化した６次産業化の取組を支援します。

さらに、農業･農村が持つ、自然環境や国土の保全、水源のかん養などの多面的機能の

重要性について都市住民の理解を深めていくことは、今後の農業･農村の持続的な発展のためにも不可欠であることから、農産物の産地直接販売、グリーンツーリズムの推進など、都市と農村との交流の活性化を図ります。

５ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成の方向

○ 農業における技術革新や情報化、経済のグローバル化が進展する中で、経営感覚に優れた意欲ある農業者の確保・育成を図ります。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保

近年の新規就農者は、新規学卒の農家子弟ばかりでなく、他産業に従事した後に就農する農家子弟や非農家からの新規参入者が増加するなど多様化しており、それに伴い就農形態も自家農業の継承だけなく、新たな部門を起こす場合や、新たに農地等を確保して就農する場合、さらには農業法人等へ就業するなど多様化しています。

また、本県の新規就農者数は年間３５０人前後で推移していますが、農業の持続的な発展に向け、新規就農者数を年間４５０人確保することを目標とします。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の目標

本県の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者１人当たり１，８００～２，０００時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から５年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者１人当たり２７０万円程度）を目標とします。

年間労働時間	主たる従事者１人当たり1,800～2,000時間程度
年間農業所得	主たる従事者１人当たり２７０万円程度

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に向けた県の取組

県内外での就農情報の収集及び発信、就農相談会を行うほか、栽培技術や農業経営に関する知識の習得のため、県立農業大学校を担い手育成の中核機関に位置づけ実践的な教育・研修を行うとともに、市町村や関係団体、指導農業士等と連携し、就農相談から技術習得や農地の確保、就農後の定着まで一連の支援体制を充実させます。

また、国の交付金制度や雇用条件・労働環境の改善に向けた取組を支援する県の助成制度などの活用を促進し、新規就農希望者の円滑な就農を支援します。

さらに、農業経営の法人化を積極的に推進し、新規就農希望者の雇用の受け皿となる法人を増やしながら、国の雇用事業等の活用を促進し法人等への就業を支援します。

これらの取組を通じて確保された担い手に対し、農業経営の段階に合わせ、経営能力の向上を支援し、地域の農業を支える担い手として育成していきます。

(4) 地域ごとに推進する取組

本県では、自然条件や社会条件の違いを生かし、地域ごとに多彩で特色のある農業が展開されています。

そこで、地域における農業生産の現状や実現の可能性を踏まえ、地域の市町村や農業協同組合、生産者等が連携し、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農準備から定着までを一貫して支援するサポート体制の構築を進めながら、新たな担い手が地域に定着できる農業経営の実現を支援します。

6 地域における農業生産の取組方向

○ 本県では、地域ごとに自然条件や社会条件の違いから派生する地域特性を生かした、多彩で特色のある農業が展開されています。

今後、本県農業の持続的な発展を図っていくためには、これら地域ごとの農業生産の現状と目指すべき将来像を明らかにした上で、その実現に寄与するような担い手の確保・育成を進めていくことが肝要です。

本県を都市農業地域・平地農業地域・中山間農業地域という３区分に分け、地域ごとの農業生産の現状とあるべき姿としての将来像を示すと以下のとおりです。

(1) 都市農業地域：主として千葉・東葛飾農業事務所管内

ア 現 状

本地域では、大消費地に隣接する有利な立地条件を生かして、野菜・果樹・花き類などの生産が展開されています。中でも野菜は、古くから都市近郊産地として高い評価を得ており、「ねぎ」「ほうれんそう」「こまつな」「かぶ」「えだまめ」など、幅広い品目の産地形成が進んでいます。

果樹について県内最大の「日本なし」産地が形成されているほか、花き類については「パンジー」「ペチュニア」などの花壇苗を中心に生産が行われています。

また、日本なし・いちごなど果物や野菜類の直売や、付加価値を高めるため生産物を自ら加工・販売する６次産業化の取組及び農家レストランの運営など、消費地である有利な条件を生かした経営も広がってきています。

イ 将 来 像

消費者の食の安全・安心への関心が高まる中で、都市農業が持つ生産地と消費地が極めて近いという利点を生かして、朝取り出荷・販売、契約栽培、直接販売などの生産者の顔が見える「地産地消」の取組がより一層進展します。

産地ブランドの維持・強化を目指して、新しい品種や栽培技術の開発とともに、土づくりを基本とする高品質の野菜や果樹の生産が進められます。その一環として、家畜排せつ物や作物残さを堆肥等に再利用し、地域へ環境負荷の軽減と地域リサイク

ル体制の確立が図られます。また、減農薬栽培や農薬飛散防止対策など、環境に配慮した取組も進展します。

農業とのふれあいを求める都市住民のニーズは高まっており、近隣住民が農作業に参加する「体験農園」、子供たちが農作業を体験する「学童農園」など、県民に農業と触れ合う機会を提供することにより、都市住民と生産者との交流の活性化や農業への理解促進がさらに進展します。

(2) 平地農業地域：主として印旛・香取・海匝・山武・長生農業事務所管内

ア 現 状

本地域は平坦で広大な耕地を有し、全国でもトップクラスの産出額を誇る「だいこん」「にんじん」「トマト」「すいか」「キャベツ」をはじめ、「ゆり」「マム類」、「日本なし」など、野菜・花き・果樹の産地が数多く形成されています。先端技術を活用した施設等の導入や、大型集出荷場の整備が進むなど、県内産出額の半分以上を占める主要な園芸地域です。また、「さつまいも」「落花生」についても、全国有数の産地となっています。

水稲に関しては、基盤整備の進んだ優良な水田に恵まれ、県内の作付面積の約３分の２を本地域で占めているほか、大規模稲作経営農家が多いことも特徴です。

肉用牛については、乳用種と肉質の評価の高い肉専用種との交雑種が多数飼育されており、大規模な経営体も少なくありません。また、都市化の進展により豚の飼養戸数は全体に減少していますが、古くからの産地である香取・海匝地区を中心に、経済的メリットの高い繁殖肥育一貫経営を主体とした大規模化が図られています。

イ 将 来 像

本地域は、豊かな土地資源を持ち、将来においても本県、さらには首都圏における「食」の供給基地として発展を続けるものと考えられます。

生産の安定性、農作物の高品質を確保するかんがい排水施設等とともに、広域集出荷施設や貯蔵施設等の整備が進められており、優良品種の導入や栽培技術の高度化と相まって、収益性の高い野菜や果樹の産地が形成されています。また、いちごをはじめとする観光農園や、体験農園の広がりなど、グリーンツーリズムに対応した新しい農業も展開しています。

花き類についても、常に変化する消費者ニーズに対応するため、流通販売業との連携による品種選定や生産販売を可能とする体制が確立します。

水田地帯においては、ほ場の大区画化や高度利用のための用排水施設の整備が進む中で、認定農業者（農業経営基盤強化促進法第１２条第１項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者）を中心とした担い手や集落営農組織へ農地が集積・集約され、さらにはスマート農業技術が普及し、経営規模の拡大と低コスト化による生産性の高い水田農業が展開しています。また、野菜や花き類などの園芸作物と水稲を組み合わせた複合経営もより一層進展します。そして、水田を活用した飼料用米やホールクロップサイレージ用稲などの生産、家畜排せつ物の堆肥としての再利用など、地域の畜産農家との連携が進みます。

その畜産農家では、高品質な家畜の改良や省力管理技術の開発が進み、経営の安定化が図られます。

(3) 中山間農業地域：主として夷隅・安房・君津農業事務所管内

ア 現 状

本地域は、温暖な気候条件を生かした「カーネーション」「ストック」、豊富な湧き水を生かした「カラー」などの切花を中心に、県内産出額の半数以上を占める県内有数の花き産地となっています。果樹生産も盛んで、特に「びわ」は全国を代表する産地です。また、「食用なばな」「レタス」など地域特産品目を中心とした野菜産地も形成されています。

水稲については、温暖な気候に恵まれ県内で最も収穫期の早い早場米産地となっていますが、狭あいで急傾斜という土地条件から生産費は他地域に比べて高い傾向にあります。しかしながら、昔から良質米産地が形成され、地域ブランドとして好評を博しています。

また、本地域は江戸時代に端を発する酪農発祥の地でもあります。飼養戸数でも県内全域の約半数を占めており、生乳産出額全国第３位である本県の生乳生産を支えていますが、家族経営を中心とした中規模な経営体が多く、輸入牛肉と競合する肥育用雄子牛や乳廃牛の価格低迷等により経営が圧迫されています。

イ 将 来 像

「びわ」をはじめとする特産果樹の振興に加え、ブルーベリーや熱帯果樹等の新しい果樹産地も育成されます。また、花き類について、花摘み用の切花産地の育成、施設化の推進や共選共販体制の整備が図られるなど、温暖な気候を生かした特色ある産地づくりが進められます。

さらに、本地域は本県を代表する観光スポットでもあることから、アクアライン等の利用促進により観光資源としての需要がさらに増加し、花の摘取りやいちご･びわ狩り等の収穫体験、直売所を核とした販売、グリーンツーリズムなどの観光と農業を結び付けた取組がより一層進展します。加えて、土地条件に応じた生産基盤の整備や、住環境の改善が引き続き進められることで、農業所得の向上、ひいては都市部からの新規就農が促進されることにより地域全体の活性化が図られます。

また、米については、組織経営体の育成による生産体制の整備が進められ、消費者ニーズを踏まえ付加価値を高めた「売れる米づくり」が推進されます。そして、ゆとりある生活の実現に向け、都市住民が中山間地域の水田を活用して農作業体験や余暇活動を行うことで、水田の保全活用が図られます。

酪農経営については、高能力な牛が生み出されるとともに飼養管理技術の研究が進み、生産性が向上します。また、生産費の中でもっとも高い比重を占めている飼料代の軽減と、消費者の求める安全･安心の確保に向け、水田等を活用した自給飼料の生産が強化されます。

第２ 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

○　現に千葉県で展開されている経営事例を踏まえ、農業経営体の大多数を占める家族経営が次世代へ向け継続的に発展していくことを目指し、第１の４で示した主たる従事者の所得５２０万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする年間農業所得（１経営体当たり７５０万円程度）を確保し得るモデル的な農業経営の指標として、本県における主要な営農類型を例示すると以下のとおりです。

また、主たる従事者１人当たりの所得５２０万円程度を確保し得るモデル的な組織経営体の農業経営の指標を併せて例示します。

組織形態	営　農　類　型
個別経営体 （家族経営）※1	水稲専作 水稲＋露地野菜（なばな） 露地野菜専作（キャベツ＋だいこん） 〃　（ねぎ＋こまつな＋にんじん） 〃　（ねぎ） 〃　（さつまいも） 施設野菜専作（トマト） 〃　（きゅうり） 露地＋施設野菜（にんじん＋すいか＋トマト＋落花生） 施設花き専作（カーネーション） 果樹専作（日本なし・市場出荷） 〃　（日本なし・直売） 酪農専業 肉用牛専業 養豚専業 観光農業（いちご） 農産加工（加工+水稲）
組織経営体 （営農組合）※2	水田農業（水稲+麦+大豆）

○　なお、県では、農林水産業振興計画に本県農業をけん引する企業的経営体への育成を目指すことを定め、規模拡大や農業経営の法人化など経営体質の強化を図る経営体の支援に取り組んでいます。こうした県の目指す、主たる従事者１人当たりの所得５２０万円程度を確保し得るモデル的な大規模経営の指標を例示すると以下のとおりです。

組織形態	営　農　類　型
個別経営体 （法人経営）※3	水稲大規模経営（個別） 露地野菜専作大規模経営（さつまいも＋じゃがいも＋にんじん）
組織経営体 （営農組合）※2	水稲大規模経営（組織）

※１）個別経営体（家族経営）
「個別経営体」とは、個人又は法人の経営形態で、労働力構成として経営主１名とその家族（後継者等１名を含む）及び雇用労働者で営まれることを想定しています。

※２）組織経営体（営農組合）
「組織経営体（営農組合）」とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又は、これと併せて農作業を受託する組織であって、農事組合法人、株式会社や合同会社などのほか、経理の一元化など一定の要件を備えた集落営農についても対象として想定しています。

※３）個別経営体（法人経営）
「個別経営体（法人経営）」とは、法人格を有した農業経営体のうち、常時雇用者が確保され、年間農業所得がおおよそ 1,000 万円以上確保されていることを想定しています。

個別経営体（家族経営）

営農類型	水稲専作
規模	水田 28ha（自作地４ha、借入地 24ha） 労働力　家族　２人（主たる従事者１人）、臨時雇用　２人
所得及び労働時間	所得 750 万円※、労働時間 3,892 時間
生産方式	［資本装備］ トラクター45ps・60ps 各１台、側条施肥田植機６条１台、コンバイン　６条１台 畦塗機、代かきハロー、乾燥調製施設、トラック１台、軽トラック２台 フォークリフト、播種機、育苗器、パイプハウス、作業場、格納庫 ［技術内容］ ・移植栽培 ・省力技術、スマート農業機械等の導入 ・収穫期間１ヶ月間の計画的な作付
経営管理の方法	・長期間安定借地　・圃場管理システム等のスマート農業の実践 ・圃場の集約化　・パソコンなどの活用による経営・労務管理 ・省力技術の導入　・家族経営協定の締結
農業従事の態様	・計画的な休息、休日　・各種保険加入 ・雇用導入

【算定根拠】

農業粗収益	－	農業経営費	＝	農業所得
3,020 万円		2,270 万円		750 万円※

1　品種構成

主食用米＋飼料用米生産の組合せ

主食用米　16.8ha

ふさおとめ　5.0ha

ふさこがね　5.8ha

コシヒカリ、粒すけ　6.0ha

飼料用米　11.2ha（区分管理）

2　生産量

主食用米：540kg／10a

飼料用米：630kg／10a

3　単価

主食用米：183 円／kg

飼料用米：10 円／kg

※飼料用米交付金 113 千円／10ａ

4　所得率

25%

5　単位当たり労働時間

13.9 時間/10a

6　１時間当たりの雇用労賃

1,100 円

7　借入地面積

24ha

8　10a 当たり地代

10,800 円

9　想定地域

県内全域

※乾燥調製施設等の減価償却費を 70%に圧縮

※この指標は、主たる従事者１人当たり 520 万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする１経営体当たり 750 万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

個別経営体（家族経営）

営農類型	水稲＋露地野菜(食用なばな)
規模	水田 10ha、(自作地２ha、借入地８ha) 労働力：家族２人（主たる従事者１人)、雇用２人
所得及び労働時間	所得 752 万円※、労働時間 5,168 時間（うち水稲 1,640 時間、食用なばな 3,528 時間)
生産方式	［資本装備］ トラクター33ps、乗用田植機５条、コンバイン４条、畦塗機、代かきハロー 乾燥調製施設、管理機、播種機、パイプハウス、作業場、倉庫 ［技術内容］ ・移植栽培 ・水稲収穫期間１ヶ月間の計画的な作付け ・なばな早生～晩生品種の組合せ
経営管理の方法	・長期間安定借地　・なばなのパックやバラ出荷による省力化 ・圃場の団地化　・パソコンなどの活用による経営・労務管理 ・生産管理の記録　・家族経営協定の締結
農業従事の態様	・計画的な休息、休日　・繁忙期の雇用 ・雇用導入　・各種保険加入

【算定根拠】

農業粗収益	－	農業経営費	＝	農業所得
1,838 万円		1,086 万円		752 万円※

1　品種構成

水稲 10ha（主食用米６ha、飼料用米４ha）

コシヒカリ、粒すけ、ふさおとめ、アキヒカリ

食用なばな 1.4ha（パック 40a、バラ 100a）

（早生）：CR 京の春

（中生）：CR 栄華

（晩生）：サカタ 88 号、CR 花まつり

2　生産量

水稲（主食用米）32,400kg（540kg/10a）

水稲（飼料用米）25,200 kg（630 kg/10a）

なばな（パック出荷）2,000kg（500kg/10a）

なばな(バラ出荷)　10,000kg(1,000kg/10a)

3　単価

水稲（主食用米）　183 円/kg

なばな（パック出荷）900 円/kg

なばな（バラ出荷）　400 円/kg

4　所得率

水稲　41%

なばな　40%

5　単位当たり労働時間

水稲　16.4 時間/10a

なばな　268.7 時間/10a

6　１時間当たりの雇用労賃

1,100 円

7　借入地面積　８ha

8　10a 当たり地代　8,500 円

9　想定地域

夷隅、安房、君津地域

※水稲の固定資産の 15%を補助金活用として減額

※機械の減価償却費を 60%に圧縮

※この指標は、主たる従事者１人当たり 520 万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする１経営体当たり 750 万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営の指標を示している。

個別経営体（家族経営）

営農類型	露地野菜専作(キャベツ＋だいこん)
規模	畑 4.1ha（自作地 2.1ha、借入地 2ha） 労働力　家族２人（主たる従事者１人)、臨時雇用２人
所得及び労働時間	所得 757 万円※、労働時間 4,050 時間
生産方式	［資本装備］ トラクター、防除機、管理機、定植機、灌水施設、育苗ハウス、パソコン、作業場、倉庫 ［技術内容］ ・土壌分析による合理的な施肥
経営管理の方法	・パソコンなどの活用による経営・労務管理 ・家族経営協定の締結
農業従事の態様	・計画的な休息、休日　・各種保険加入 ・雇用導入

【算定根拠】

農業粗収益	－	農業経営費	＝	農業所得
2,206 万円		1,449 万円		757 万円※

1　品目（作型）及び規模

キャベツ秋冬どり	250a
キャベツ春どり	20a
だいこん冬どり	160a
だいこんトンネル春どり	50a

2　生産量

キャベツ秋冬どり	120,000kg（4,800kg/10a）
キャベツ春どり	8,400kg（4,200kg/10a）
だいこん冬どり	132,800kg（8,300kg/10a）
だいこんトンネル春どり	32,500kg (6,500kg/10a)

3　単価

キャベツ秋冬どり	81 円/kg
キャベツ春どり	93 円/kg
だいこん冬どり	63 円/kg
だいこんトンネル春どり	82 円/kg

4　所得率

キャベツ秋冬どり	34%
キャベツ春どり	40%
だいこん冬どり	36%
だいこんトンネル春どり	29%

5　単位当たり労働時間

キャベツ秋冬どり	45 時間/10a
キャベツ春どり	48 時間/10a
だいこん冬どり	121 時間/10a
だいこんトンネル春どり	182 時間/10a

6　１時間当たりの雇用労賃

1000 円

7　借入地面積

200a

8　10a 当たり地代

5,000 円

9　想定地域

海匝地域

※補助金活用・中古・償却済みにより、減価償却費を 40%に圧縮

※この指標は、主たる従事者１人当たり 520 万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする１経営体当たり 750 万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

個別経営体（家族経営）

営農類型	露地野菜専作(ねぎ＋こまつな＋にんじん)
規模	畑 1.7ha（自作地 1.7ha） 労働力　家族３人（主たる従事者１人）
所得及び労働時間	所得 768 万円※、労働時間 5,952 時間
生産方式	［資本装備］ ハウス、トラクター、防除機、管理機、定植機、灌水施設、育苗ハウス、収穫機、調整機作業場、倉庫、パソコン ［技術内容］ ・土壌分析による合理的な施肥
経営管理の方法	・パソコンなどの活用による経営・労務管理
農業従事の態様	・計画的な休息、休日 ・各種保険加入

【算定根拠】

農業粗収益	－	農業経営費	＝	農業所得
1,458 万円		690 万円		768 万円※

1　品種構成

秋冬ねぎ	80 a
初夏どりねぎ	25 a
夏どりこまつな	25 a
春夏にんじん	40 a

2　生産量

秋冬ねぎ	26,000kg（3,250kg/10a）
初夏どりねぎ	8,750kg（3,500kg/10a）
夏どりこまつな	4,600kg（1,750kg/10a）
春夏にんじん	20,000kg（5､000kg/10a）

3　単価

秋冬ねぎ	280 円／kg
初夏どりねぎ	400 円／kg
夏どりこまつな	320 円／kg
春夏にんじん	120 円／kg

4　所得率

秋冬ねぎ	54%
初夏どりねぎ	55%
夏どりこまつな	61%
春夏にんじん	42%

5　単位当たり労働時間

秋冬ねぎ	436 時間/10a
初夏どりねぎ	444 時間/10a
夏どりこまつな	205 時間/10a
春夏にんじん	211 時間/10a

6　借入地面積

０ａ

7　想定地域

千葉・東葛飾地域

※補助金活用・中古・償却済みにより、減価償却費を 40%に圧縮

※この指標は、主たる従事者１人当たり 520 万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする１経営体当たり 750 万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

個別経営体（家族経営）

営農類型	露地野菜専作（ねぎ）
規模	畑 1.4ha（自作地 1.4ha） 労働力　家族３人（主たる従事者１人）
所得及び労働時間	所得 750 万円※、労働時間 5,941 時間
生産方式	［資本装備］ トラクター、管理機、簡易移植機、動力噴霧器、自走式収穫機、根葉切り同時皮むき機 作業舎、倉庫 ［技術内容］ ・稚苗移植栽培 ・適正な品種構成 ・土壌分析と緩効性肥料による適正施肥 ・省力化機械導入
経営管理の方法	･パソコンなどの活用による経営･労務管理
農業従事の態様	・計画的な休息、休日 ・各種保険加入

【算定根拠】

農業粗収益	－	農業経営費	＝	農業所得
1,421 万円		671 万円		750 万円※

1　品目（作型）及び規模

秋冬ねぎ	80 a
春ねぎ	20 a
初夏ねぎ	20 a
夏秋ねぎ	20 a

2　生産量

秋冬ねぎ	26,000kg（3,250kg/10a）
春ねぎ	7,000kg（3,500kg/10a）
初夏ねぎ	7,000kg（3,500kg/10a）
夏秋ねぎ	6,500kg（3,500kg/10a）

3　単価

秋冬ねぎ	280 円/kg
春ねぎ	280 円/kg
初夏ねぎ	400 円/kg
夏秋ねぎ	310 円/kg

4　所得率

秋冬ねぎ	51%
春ねぎ	53%
初夏ねぎ	55%
夏秋ねぎ	56%

5　単位当たり労働時間

秋冬ねぎ	436 時間/10a
春ねぎ	409 時間/10a
初夏どり	443 時間/10a
夏秋ねぎ	374 時間/10a

6　借入地面積

０ａ

7　想定地域

東葛飾・海匝・山武・長生地域

※補助金活用・中古・償却済みにより、減価償却費を 40%に圧縮

※この指標は、主たる従事者 1 人当たり 520 万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする 1 経営体当たり 750 万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

個別経営体（家族経営）

営農類型	露地野菜専作（さつまいも）
規模	畑 2.9ha（自作地 1.5ha、借入地 1.4ha） 労働力　家族 2.5 人（主たる従事者１人）
所得及び労働時間	所得 752 万円※、労働時間 3,799 時間
生産方式	［資本装備］ トラクター、いも類掘取機、つる刈機、フロント施肥機、マルチ同時消毒機 フォークリフト、いも洗い機、育苗ハウス、作業場、倉庫、専用貯蔵庫、パソコン ［技術内容］ ・土壌分析による合理的な施肥 ・無人ヘリによる害虫防除委託
経営管理の方法	・ニーズに合わせた品種構成　　・家族経営協定の締結 ・パソコンなどの活用による経営・労務管理
農業従事の態様	・計画的な休息、休日 ・各種保険加入

【算定根拠】

農業粗収益	－	農業経営費	＝	農業所得
1,786 万円		1,034 万円		752 万円※

1　品目及び規模
さつまいも　2.9ha

2　生産量
さつまいも　81,200kg（2,800kg/10a）

3　単価
さつまいも　220 円/kg

4　所得率
42%

5　単位当たり労働時間
131 時間/10a

6　１時間当たりの雇用労賃
なし

7　借入地面積
140 a

8　10 a 当たり地代
15,000 円

9　想定地域
印旛、香取地域

※補助事業活用及び施設の一部を償却済みとして、減価償却費全体を 70%に圧縮

※この指標は、主たる従事者 1 人当たり 520 万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする 1 経営体当たり 750 万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

個別経営体（家族経営）

営農類型	施設野菜専作（トマト）
規模	ハウス 4,000 ㎡（自作地 4000 ㎡） 労働力　家族３人（主たる従事者１人）
所得及び労働時間	所得 770 万円※、労働時間 5,720 時間
生産方式	［資本装備］ ハウス、トラクター、防除機、灌水施設、暖房機、炭酸ガス施用機、環境測定器 育苗ハウス、作業場、倉庫、パソコン ［技術内容］ ・土壌分析による合理的な施肥 ・環境制御技術の改善
経営管理の方法	・集選果施設の利用　・家族経営協定の締結 ・パソコンなどの活用による経営・労務管理
農業従事の態様	・計画的な休息、休日 ・各種保険加入

【算定根拠】

農業粗収益	－	農業経営費	＝	農業所得
2,800 万円		2,030 万円		770 万円※

1　品目（作型）及び規模
　長期どりトマト　4,000 ㎡
2　生産量
　長期どりトマト　100,000kg（25,000kg/10a）
3　単価
　長期どりトマト　280 円
4　所得率
　長期どりトマト　28%
5　単位当たり労働時間
　長期どりトマト　1,430 時間／10 a
6　借入地面積
　０ａ
7　想定地域
　海匝・長生地域

※補助事業活用及び施設の一部を償却済みとして、減価償却費全体を 49%に圧縮

※この指標は、主たる従事者１人当たり 520 万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする１経営体当たり 750 万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

個別経営体（家族経営）

営農類型	施設野菜専作(きゅうり)
規模	ハウス 3,000 ㎡（自作地 3,000 ㎡） 労働力　家族３人（主たる従事者１人）
所得及び労働時間	所得 750 万円※、労働時間 5,031 時間
生産方式	［資本装備］ ハウス、トラクター、防除機、灌水施設、暖房機、炭酸ガス施用機、環境測定器 作業場、倉庫、パソコン ［技術内容］ ・土壌分析による合理的な施肥 ・環境制御技術の改善
経営管理の方法	・集選果施設の利用　・家族経営協定の締結 ・パソコンなどの活用による経営・労務管理
農業従事の態様	・計画的な休息、休日 ・各種保険加入

【算定根拠】

農業粗収益	－	農業経営費	＝	農業所得
2,068 万円		1,318 万円		750 万円※

1　品目（作型）及び規模
　促成きゅうり　3,000 ㎡
　夏秋きゅうり　2,000 ㎡
2　生産量
　促成きゅうり　55,500kg（18,500kg/10a）
　夏秋きゅうり　15,000kg（7,500kg/10a）
3　単価
　促成きゅうり　300 円/kg
　夏秋きゅうり　269 円/kg
4　所得率
　促成きゅうり　37％
　夏秋きゅうり　31％
5　単位当たり労働時間
　促成きゅうり　1,238 時間/10a
　夏秋きゅうり　659 時間/10a
6　借入地面積
　０ａ
7　想定地域
　海匝地域

※補助事業活用及び施設の一部を償却済みとして、減価償却費全体を 58％に圧縮

※この指標は、主たる従事者１人当たり 520 万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする１経営体当たり 750 万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

個別経営体（家族経営）

営農類型	露地+施設野菜(にんじん＋すいか＋トマト＋落花生)
規模	ハウス 3,000 ㎡、畑 1.5ha（自作地 1.8ha） 労働力　家族３人（主たる従事者１人）
所得及び労働時間	所得 750 万円※、労働時間 4,867 時間
生産方式	［資本装備］ ハウス、トラクター、防除機、トラック、播種機、灌水施設、にんじん収穫機 にんじん調製機、作業場、倉庫、パソコン ［技術内容］ ・輪作体系の導入
経営管理の方法	・パソコンなどの活用による経営・労務管理 ・家族経営協定の締結
農業従事の態様	・計画的な休息、休日 ・各種保険加入

【算定根拠】

農業粗収益	－	農業経営費	＝	農業所得
1,781 万円		1,031 万円		750 万円※

1　品目（作型）及び規模

すいか（ハウス半促成）	3,000 ㎡
すいか（大型トンネル）	30a
すいか（小型トンネル）	20a
トマト（ハウス抑制）	3,000 ㎡
秋冬にんじん	100a
落花生	20a

2　生産量

すいか（ハウス半促成）	11,550kg（3,850kg/10a）
すいか（大型トンネル）	12,600kg（4,200kg/10a）
すいか（小型トンネル）	10,400kg（5,200kg/10a）
トマト（ハウス抑制）	15,600kg（5,200kg/10a）
秋冬にんじん	45,000kg（4,500kg/10a）
落花生	824kg（414kg/10a）

3　単価

すいか（ハウス半促成）	270 円/kg
すいか（大型トンネル）	200 円/kg
すいか（小型トンネル）	160 円/kg
トマト（ハウス抑制）	300 円/kg
秋冬にんじん	115 円/kg
落花生	800 円/kg

4　所得率

すいか（ハウス半促成）	45%
すいか（大型トンネル）	21%
すいか（小型トンネル）	27%
トマト（ハウス抑制）	50%
秋冬にんじん	45%
落花生	73%

5　単位当たり労働時間

すいか（ハウス半促成）	250 時間/10a
すいか（大型トンネル）	193 時間/10a
すいか（小型トンネル）	204 時間/10a
トマト（ハウス抑制）	595 時間/10a
秋冬にんじん	146 時間/10a
落花生	234 時間/10a

6　借入地面積　０ａ

7　想定地域

印旛、香取、山武地域

※補助金活用・中古・償却済みにより、減価償却費を 40%に圧縮

※この指標は、主たる従事者１人当たり 520 万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする１経営体当たり 750 万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

個別経営体（家族経営）

営農類型	施設花き専作（カーネーション）
規模	ハウス　4,000 ㎡（自作地 4,000 ㎡） 労働力　家族３人（主たる従事者１人）、常時雇用２人
所得及び労働時間	所得 750 万円※、労働時間 8,136 時間
生産方式	[資本装備] 鉄骨ハウス、自動カーテン、自走式防除機、養液土耕装置、土壌消毒機、選花結束機 共同集出荷場、冷蔵庫、パソコン [技術内容] ・土壌溶液分析による施肥管理 ・生産性及び耐病性の高い品種の採用 ・品種に応じた栽培管理 ・作業の省力化、標準化 ・冬期の夜温管理
経営管理の方法	・パソコンなどの活用による経営管理　・家族経営協定の締結 ・管理日誌の記帳活用
農業従事の態様	・休憩室の充実　・部門分担制の採用 ・常雇パートの導入

【算定根拠】

農業粗収益	－	農業経営費	＝	農業所得
2,950 万円		2,200 万円		750 万円※

1　品種構成及び規模
スタンダード品種　3,000 ㎡
スプレー品種　1,000 ㎡

2　生産量
スタンダード品種　376,200 本
スプレー品種　125,400 本

3　単　価
スタンダード品種　59 円／本
スプレー品種　59 円／本

4　所得率
25%

5　単位当たり労働時間
2,034 時間/10a

6　１時間当たりの雇用労賃
1,100 円

7　借入地面積
０ a

8　想定地域
県内全域

※補助金活用・中古・償却済みにより、減価償却費を 40%に圧縮

※この指標は、主たる従事者１人当たり 520 万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする１経営体当たり 750 万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

個別経営体（家族経営）

営農類型	果樹専作（日本なし・市場出荷）
規模	樹園地　1.6ha（自作地 1.6ha） 労働力　家族 2.5 人（主たる従事者１人）
所得及び労働時間	所得 757 万円※、労働時間 3,936 時間
生産方式	［資本装備］ トラクター（アタッチメント：ロータリー、肥料散布機）、スピードスプレーヤー 乗用草刈機、梨棚、多目的防災網、運搬車、トラック(軽,普通:1t)、倉庫、開葯器 葯採取機、花粉精選機 ［技術内容］ ・花芽摘除，摘蕾,摘花，人工受粉,早期摘果 ・適正な新梢管理 ・土壌改良と地力向上 ・省力的樹形 ・「幸水」計画的改植と早期成園化
経営管理の方法	生産管理 ・計画的な改植 ・苗木の適正管理 ・品種構成の改善 ・適期適正管理
農業従事の態様	・計画的な休息、休日

【算定根拠】

農業粗収益	－	農業経営費	＝	農業所得
1,672 万円		915 万円		757 万円※

1　品種構成及び規模（成園 160a）

幸 水　85a　　豊　水　40a

あきづき　30a　　新　高　５a

2　生産量

幸 水 1,800kg/10a　豊　水 2,300kg/10a

あきづき 2,300kg/10a　新　高 4,000kg/10a

3　単　価(市場)

幸 水 540 円/kg　豊　水 490 円/kg

あきづき 500 円/kg　新　高 250 円/kg

4　所得率

45%

5　単位当たり労働時間

246 時間/10a

（うち家族 246 時間/10a）

6　借入地面積

０a

7　想定地域

県内全域

※防災網と梨棚の一部（60%）を償却済みとした

※この指標は、主たる従事者１人当たり 520 万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする１経営体当たり 750 万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

個別経営体（家族経営）

営農類型	果樹専作（日本なし・直売）
規模	樹園地　１ha（自作地１ha） 労働力　家族 2.5 人（主たる従事者１人）
所得及び労働時間	所得 755 万円※、労働時間 2,989 時間
生産方式	［資本装備］ トラクター（アタッチメント：ロータリー、ハンマーナイフモアー、ブロードキャスター、ラビットモアー、スピードスプレーヤー）、梨棚、多目的防災網、収穫台車 トラック（軽）、バックホー、選果機、直売所 ［技術内容］ ・花芽摘除，摘蕾，摘花，人工受粉，早期摘果 ・適正な新梢管理 ・土壌改良と地力向上 ・省力的樹形 ・「幸水」計画的改植と早期成園化
経営管理の方法	生産管理 ・計画的な改植 ・苗木の適正管理 ・品種構成の改善 ・適期適正管理 販売管理 ・顧客リスト整備 ・接客技術
農業従事の態様	・計画的な休息、休日

【算定根拠】

農業粗収益	－	農業経営費	＝	農業所得
1382 万円		627 万円		755 万円※

1　品種構成及び規模（成園 100a）

幸 水　50a　　豊　水　20a
あきづき　20a　　新　高　10a

2　生産量

幸 水 1,800kg/10a　豊　水 2,200kg/10a
あきづき 2,200kg/10a　新　高 3,000kg/10a

3　単　価(直売)

幸 水 700 円/kg　豊　水 650 円/kg
あきづき 650 円/kg　新　高 600 円/kg

4　所得率

55%

5　単位当たり労働時間

299 時間/10a
（うち家族 299 時間/10a）

6　借入地面積

０a

7　想定地域

東葛飾・印旛・千葉地域

※防災網と梨棚の一部（60%）を償却済みとした

※この指標は、主たる従事者１人当たり 520 万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする１経営体当たり 750 万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

個別経営体（家族経営）

営農類型	酪農専業
規模	乳牛　経産牛 38 頭、未経産牛 13 頭 労働力　家族２人（主たる従事者１人）、臨時雇用２人
所得及び労働時間	所得 750 万円※、労働時間 4,218 時間
生産方式	［資本装備］ (共)自給飼料生産機械(ﾄﾗｸﾀｰ、ﾌﾟﾗｳ、ﾛｰﾀﾘｰ、ﾏﾆｭｱｽﾌﾟﾚｯﾀﾞ、ｺｰﾝﾊｰﾍﾞｽﾀ、ﾓｱｺﾝ、ﾍﾞｰﾗｰ、ﾗｯﾋﾟﾝｸﾞﾏｼﾝ)、ショベルローダー、グローブ、TMR ミキサー、バキュームカー、ダンプカー 搾乳牛舎、乾乳・育成牛舎、堆肥舎、発酵処理施設、自動離脱搾乳装置 ［技術内容］ ・頭数規模に応じたタイストール方式及びＦＳ、ＦＢ方式の採用 ・TMR 給与 ・発酵飼料の活用 ・牛群検定の利用 ・性判別精液、受精卵の活用 ・稲 WCS、飼料用米利用 ・カウコンフォートの採用 ・暑熱対策技術 ・スマート農業技術
経営管理の方法	・飼養衛生管理基準の遵守 ・自給飼料生産機械の共同利用 ・自給飼料基盤の団地化及び水田利活用 ・作業の外部化 （預託牧場、コントラクター、TMR センター） ・耕畜連携等による稲 WCS、飼料用米、堆肥利用の促進 ・パソコンなどを活用した経営、労務管理 ・家族経営協定の締結
農業従事の態様	・雇用労働活用（ヘルパー） ・計画的な休息、休日 ・各種保険加入

【算定根拠】

農業粗収益（生乳粗収益＋副産物粗収益）	－	農業経営費	＝	農業所得
3,788 万円（3,253 万円＋535 万円）		3,038 万円		750 万円※

1	品目	酪農専業（乳牛）	5 所得率　20%
2	規模	経産牛 38 頭（うち搾乳牛 33 頭） 未経産牛 13 頭	6 労働時間　搾乳牛１頭当たり　129 時間 7 １時間当たり雇用労賃　1,332 円
3	生産量	搾乳牛１頭当たり　8,800kg	
4	単価	乳価　114 円/kg	※農林水産省「畜産物生産費統計」より算出

※この指標は、主たる従事者１人当たり 520 万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする１経営体当たり 750 万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

個別経営体（家族経営）

営農類型	肉用牛専業
規模	飼養頭数　黒毛和種等 127 頭、出荷頭数 75 頭 労働力　家族２人（主たる従事者１人）
所得及び労働時間	所得 750 万円※、3,696 時間
生産方式	［資本装備］ 肥育牛舎、育成舎、堆肥舎、発酵処理施設、(共)トラクター、(共)ﾏﾆｱｽﾌﾟﾚｯﾀﾞｰ (共)テッダーレーキ、(共)ロールベーラー、ショベルローダー、グローブ、ダンプカー ［技術内容］ ・国産稲わらの活用 ・発酵飼料の活用 ・稲 WCS、飼料用米利用 ・カウコンフォートの採用 ・暑熱対策技術 ・スマート農業技術
経営管理の方法	・飼養衛生管理基準の遵守 ・自給飼料生産機械の共同利用 ・自給飼料基盤の団地化及び水田利活用 ・耕畜連携等による稲 WCS、飼料用米、堆肥利用の促進 ・パソコンなどを活用した経営、労務管理 ・家族経営協定の締結
農業従事の態様	・雇用労働活用（ヘルパー） ・計画的な休息、休日 ・各種保険加入

【算定根拠】

農業粗収益（肥育牛粗収益＋副産物粗収益）	－	農業経営費	＝	農業所得
9,740 万円（9,650 万円＋90 万円）		8,990 万円		750 万円※

1　品目	黒毛和種等専業	4　単価	2,501 円／kg
2　規模	黒毛和種 127 頭 年間販売頭数 75 頭	5　所得率	８％
		6　労働時間	肥育牛１頭当たり　49 時間
3　生産量	肥育牛１頭当たり 生体重　814kg 枝肉歩留　63％ 枝肉重量　513kg	※農林水産省「畜産物生産費統計」より算出	

※この指標は、主たる従事者１人当たり 520 万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする１経営体当たり 750 万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

個別経営体（家族経営）

営農類型	養豚専業
規模	養豚　繁殖雌豚 80 頭、繁殖雄豚３頭 労働力　家族２人（主たる従事者１人）、臨時雇用１人
所得及び労働時間	所得 1,299 万円※、労働時間 4,859 時間
生産方式	［資本装備］ 繁殖豚舎、分娩舎、離乳施設、子豚舎、肥育豚舎、堆肥舎（保管庫）、発酵処理施設 尿処理施設（浄化槽・液肥施設）、自動給餌機、トラック、ダンプ、ショベルローダー バキュームカー、消毒システム ［技術内容］ ・人工授精 ・繁殖豚群管理 ・換気システム ・効率的ふん尿処理 ・消毒の徹底 ・系統豚の利用 ・スマート農業技術
経営管理の方法	・飼養衛生管理基準の遵守 ・慢性疾病改善等清浄化プログラム ・ベンチマークの活用 ・耕畜連携等による飼料用米、堆肥利用の促進 ・パソコンなどを活用した経営、労務管理 ・家族経営協定締結
農業従事の態様	・雇用導入 ・計画的な休息、休日 ・各種保険加入

【算定根拠】

農業粗収益（肥育豚粗収益＋副産物粗収益）	－	農業経営費	＝	農業所得
6,574 万円（6,400 万円＋174 万円）		5,275 万円		1,299 万円※

1	品目	養豚一貫経営	4	単価	488 円／kg
2	規模	繁殖雌豚 80 頭	5	所得率	20％
3	生産量	繁殖雌豚１頭当年間肉豚出荷頭数 21.8 頭 出荷生体重　115kg 枝肉重量　75.3 kg	6	労働時間	肥育豚１頭当たり　2.8 時間
			7	１時間当たり雇用労賃	1,353 円

※農林水産省「畜産物生産費統計」より算出

※この指標は、主たる従事者１人当たり 520 万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする１経営体当たり 750 万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

個別経営体（家族経営）

営農類型	観光農業（いちご）
規模	ハウス 3,000 ㎡(育苗ﾊｳｽ 400 ㎡含)　　（自作地 3,000 ㎡） 労働力　家族　３人（主たる従事者１人）
所得及び労働時間	所得 752 万円※、労働時間 5,786 時間
生産方式	［資本装備］ ハウス、トラクター、防除機、畦上げ機、灌水施設、暖房機、育苗ハウス、作業場、倉庫予冷庫、直売所、トイレ ［技術内容］ ・土壌分析による合理的な施肥
経営管理の方法	･パソコンなどの活用による経営･労務管理　・家族経営協定の締結 ・接客、販売促進技術の習得
農業従事の態様	・計画的な休息、休日 ・各種保険加入

【算定根拠】

農業粗収益	－	農業経営費	＝	農業所得
1,638 万円		886 万円		752 万円※

1　品目及び規模
いちご　　2,600 ㎡

2　生産量
いちご　　9,100kg（3,500kg/10a）

3　単価
いちご　1,800 円/人
（一人当たり平均消費量１ｋｇ＋直売）

4　所得率
いちご　46%

5　単位当たり労働時間
いちご　2,225 時間/10ａ

6　１時間当たりの雇用労賃
なし

7　借入地面積
０ａ

8　10ａ当たり地代
－

9　想定地域
県内全域

※施設の一部を償却済みとして、減価償却費全体を69%に圧縮

※この指標は、主たる従事者１人当たり 520 万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする１経営体当たり 750 万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

個別経営体（家族経営）

営農類型	農産加工（加工＋水稲）
規模	加工（もち、おこわ）、水田 15ha 労働力　家族２人（主たる従事者１人）、臨時雇用２人
所得及び労働時間	所得 790 万円※、労働時間 5,430 時間
生産方式	〔資本装備〕 加工室、ボイラー、圧力釜、餅つき機、餅切り機、セイロ等加工器具一式、トラクターコンバイン、田植え機、乾燥機施設一式、軽トラック、作業場、倉庫 〔技術内容〕 ・製造工程の管理 ・保存・包装技術 ・食品表示の徹底 ・衛生管理の徹底
経営管理の方法	・営業許可の取得 ・良質原材料生産 ・計画的な材料調達 ・周年製造販売体制と需要期の対応 ・販売記録に基づいた製造計画 ・独自の資源とコンセプトを活かした商品開発 ・原価計算と適正価格の設定 ・効果的な販売方法とＰＲ手法 ・パソコンなどの活用による経営・労務・顧客管理 ・家族経営協定の締結
農業従事の態様	・計画的な休息、休日 ・各種保険加入 ・ＰＬ保険（製造者責任保険）の　加入

【算出根拠】

農業粗収益	－	農業経営費	＝	農業所得
2,540 万円		1,750 万円		790 万円※

1　品目
　もち：切り餅、のし餅、丸餅
　おこわ：五目おこわ、赤飯
2　規模
　加工用原料米（もち米）２ha
　主食用米　13ha
3　生産量
　もち米　9,450kg(472kg/10a)
　主食用米　70,200 kg（540 kg/10a）
4　加工品販売量
　餅加工　8,000kg
　おこわ　4,500kg
5　単価
　餅加工　900 円/kg
　おこわ　1,200 円/kg
　主食用米　183 円/kg
6　所得率
　31％
7　１時間当たりの雇用労賃
　1,000 円
8　想定地域
　県内全域

※減価償却費は 40％に圧縮

※この指標は、主たる従事者１人当たり 520 万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする１経営体当たり 750 万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

組織経営体　（営農組合）

営農類型	水田農業（水稲＋麦＋大豆）
規模	水田 45ha（自作地 10ha、借入地 35ha） 労働力　構成員４人（主たる従事者４人）、臨時雇用３人
所得及び労働時間	所得 2,106 万円（助成金 2,256 万円含）※、労働時間 6,445 時間
生産方式	［資本装備］ トラクター、側条施肥田植機、コンバイン、畦塗り機、代かきハロー 乾燥調製施設 30ha 規模（汎用乾燥機）、作業舎、格納庫、トラック、サブソイラー ハローシーダー、ブームスプレーヤー、ロータリカルチ、汎用コンバイン、大豆選別機 ［技術内容］ ・水稲　移植栽培 ・大豆　300A 技術
経営管理の方法	・長期借地　・生産記録 ・圃場の団地化　・パソコンなどの活用による経営・労務管理 ・２年３作ブロックローテーション　・法人化
農業従事の態様	・雇用導入　・各種保険加入 ・計画的な休息、休日

【算定根拠】

農業粗収益	－	農業経営費	＝	農業所得
5,676 万円		3,570 万円		2,106 万円※

1　品目・規模及び品種構成
水稲　30ha（ふさおとめ､ふさこがね､コシヒカリ､粒すけ）
大豆　15ha（サチユタカ、フクユタカ）
小麦　15ha（さとのそら）

2　生産量
水稲　162,000 kg（540kg/10a）
大豆　31,500 kg（210kg/10a）
小麦　45,000 kg（300kg/10a）

3　単価
水稲　183 円/kg
大豆　100 円/kg
小麦　30 円/kg

4　所得率
37%

5　単位当たり労働時間
水稲　13.9 時間/10a
大豆　7.6 時間/10a、
小麦　7.6 時間/10a

6　１時間当たりの雇用労賃
1,100 円

7　借入地面積
35ha

8　10ａ当たり地代
12,000 円

9　想定地域
県内全域

10　助成金
水田活用直接支払交付金
畑作物直接支払交付金　等
※機械の一部を償却済みとし、60%に圧縮

※この指標は、主たる従事者１人当たり 520 万円程度を確保し得る組織経営体のモデル的な経営を示している。

個別経営体（法人経営）

営農類型	水稲大規模経営（個別）
規模	水田 100ha、餅加工、秋冬ホウレンソウ（借入地 100ha） 労働力：４人（主たる従事者４人）、常時雇用３人、臨時雇用３人
所得及び労働時間	所得 2,200 万円※、労働時間 15,700 時間
生産方式	［資本装備］ トラクター　45ps１台・100ps１台・60ps３台、側条施肥田植機　８条１台・６条１台 コンバイン　６条２台、乾燥調製施設、トラック、軽トラック、フォークリフト 水稲播種機、育苗器、パイプハウス、ホウレンソウ播種機、作業場、格納庫 ［技術内容］ ・移植栽培＋直は栽培 ・スマート農業機械導入 ・収穫期間 1.5 ヶ月間の計画的な作付
経営管理の方法	・長期間安定借地　・圃場管理システム等のスマート農業の実践 ・圃場の集約化　・パソコンなどの活用による経営・労務管理 ・省力技術の導入　・農業経営基盤強化準備金の計画的利用 ・契約販売及び直販の実施
農業従事の態様	・計画的な休息、休日　・各種保険加入 ・雇用導入

【算定根拠】

農業粗収益	－	農業経営費	＝	農業所得
11,000 万円		8,800 万円		2,200 万円※

1　品種構成
主食用米　60ha
ふさおとめ:10ha
ふさこがね:20ha
コシヒカリ：20ha（直販 5ha）
ふさのもち：5ha
晩生契約用品種：5ha（直販）
飼料用米（多収性品種）：30ha
米粉用米または加工用米：10ha
ホウレンソウ　20a、　餅加工　3,300 枚

2　生産量
主食用米:540kg/10a、直販米:480 kg/10 a
飼料用米:600kg/10a
ホウレンソウ:1,200 kg/10a

3　単価
主食用米:183 円/kg、直販米：250 円/kg
飼料用米:10 円/kg※交付金 108 千円/10a
ホウレンソウ：440 円/kg
餅加工：900 円/kg

4　所得率
水稲:20.6%、餅加工：25.7%、
ホウレンソウ:0%　※経営全体 20.6%

5　単位当たり労働時間
水稲:13.9 時間/10a（直販米:17.9 時間/10ａ）
ホウレンソウ:280 時間/10a

6　雇用労賃
常時雇用　330 万円/年
臨時雇用　1,300 円/時

7　借入地面積
100ha

8　10a 当たり地代
12,000 円

9　想定地域
県内全域

※補助事業導入及び償却済み機械の使用等により、水稲の減価償却費を 70%に圧縮

※この指標は、主たる従事者 1 人当たり 520 万円程度を確保し得る大規模経営体のモデル的な経営を示している。

個別経営体（法人経営）

営農類型	露地野菜専作大規模経営（さつまいも＋じゃがいも＋にんじん）
規模	畑 13ha（自作地 1.5ha、借入地 11.5ha） 労働力　家族３人（主たる従事者３人）、常時雇用４人、臨時雇用２人
所得及び労働時間	所得 2,332 万円※、労働時間 15,534 時間
生産方式	［資本装備］ トラクター53ps,33ps,20ps,18ps,14.5ps 各１台、いも類収穫機２台、つる刈機２台 フロント施肥機、マルチ同時消毒機、フォークリフト、さつまいも洗い機、重量選別機 専用貯蔵庫３棟、ライムソワー、にんじん収穫機、にんじん選別機、にんじん洗い機 育苗ハウス 14 棟、作業場、倉庫、パソコン ［技術内容］ ・土壌分析による合理的な施肥 ・無人ヘリによる害虫防除委託
経営管理の方法	・ニーズに合わせた品種構成　・就業規則の整備 ・パソコンなどの活用による経営・労務管理
農業従事の態様	・雇用導入　・各種保険加入 ・計画的な休息、休日

【算定根拠】

農業粗収益	－	農業経営費	＝	農業所得
7,555 万円		5,223 万円		2,332 万円※

1　品目及び規模
- さつまいも　1,100a
- じゃがいも　200a
- 秋冬にんじん　150a

2　生産量
- さつまいも　297,000kg（2,700kg/10a）
- じゃがいも　65,000 kg（3,250kg/10a）
- 秋冬にんじん　75,000 kg（5,000 kg/10a）

3　単価
- さつまいも　200 円/kg
- じゃがいも　110 円/kg
- 秋冬にんじん　120 円/kg

4　所得率
- さつまいも　33%
- じゃがいも　14%
- 秋冬にんじん　33%
- （全体平均：31%）

5　単位当たり労働時間
- さつまいも　111 時間/10a
- じゃがいも　85 時間/10a
- 秋冬にんじん　103 時間/10a

6　１時間当たりの雇用労賃
- 常時雇用　1,500 円（年間 300 万円/人）
- 臨時雇用　1,100 円

7　借入地面積
- 1,150 a

8　10 a 当たり地代
- 15,000 円

9　想定地域
- 印旛、香取地域

※補助事業活用及び施設の一部を償却済みとして、減価償却費全体を 70%に圧縮

※この指標は、主たる従事者 1 人当たり 520 万円程度を確保し得る大規模経営体のモデル的な経営を示している。

組織経営体（営農組合）

営農類型	水稲大規模経営（組織）
規模	水田 100ha、畑２ha（借入地 102ha） 労働力：理事　６人（主たる従事者６人）、常時雇用２人、臨時雇用３人
所得及び労働時間	所得 3,145 万円※、労働時間 17,500 時間
生産方式	［資本装備］ トラクター　45ps１台・100ps１台・60ps３台、側条施肥田植機　８条２台・６条１台 コンバイン　６条３台、乾燥調製施設、トラック、軽トラック、フォークリフト 播種機、育苗器、パイプハウス、ねぎ定植機・収穫機・調整施設、作業場、格納庫 ［技術内容］ ・移植栽培＋直は栽培 ・スマート農業機械導入 ・収穫期間 1.5 ヶ月間の計画的な作付
経営管理の方法	・長期間安定借地　・圃場管理システム等のスマート農業の実践 ・圃場の集約化　・パソコンなどの活用による経営・労務管理 ・省力技術の導入　・農業経営基盤強化準備金の計画的利用
農業従事の態様	・計画的な休息、休日　・各種保険加入 ・雇用導入

【算定根拠】

農業粗収益	－	農業経営費	＝	農業所得
11,820 万円		8,675 万円		3,145 万円※

1　品種構成
主食用米＋飼料用米生産の組合せ
主食用米　40ha
ふさおとめ:10ha
ふさこがね:20ha
コシヒカリ：10ha
飼料用米（多収性品種）：60ha
ねぎ　２ha

2　生産量
主食用米　:540kg/10a
飼料用米　:600kg/10a
ねぎ　:2,000 kg/10a

3　単価
主食用米:183 円/kg
飼料用米:10 円/kg
※交付金 108 千円/10a
ねぎ　:250 円/kg

4　所得率
水稲:28.3%
ねぎ:8.8%

5　単位当たり労働時間
水稲:13.9 時間/10a
ねぎ:177 時間/10a

6　雇用労賃
常時雇用　300 万円/年
臨時雇用　1,500 円/時

7　借入地面積
102ha

8　10a 当たり地代
12,000 円

9　想定地域
県内全域

※補助事業導入及び償却済み機械の使用等により、水稲の減価償却費を 60%に圧縮

※この指標は、主たる従事者１人当たり 520 万円程度を確保し得る大規模経営体のモデル的な経営を示している。

第３ 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

○　本県で現に展開されている経営事例を踏まえ、第１の５で示した所得目標の達成を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、本県における主要な営農類型を例示すると以下のとおりです。

なお、例示は、新たに農地等を確保して就農する場合や親の経営から独立した新たな部門を起こす場合を想定しています。

組織形態	営　農　類　型
個別経営体※1	露地野菜専作（こまつな＋ほうれんそう） 露地野菜専作（ねぎ） 施設野菜専作（いちご）

※１）個別経営体

「個別経営体」とは、個人又は法人の経営形態で、労働力構成として経営主１名とその家族ないしは雇用労働者１～２名程度で営まれることを想定しています。

個別経営体（家族経営）

営農類型	露地野菜専作(こまつな＋ほうれんそう)
規模	畑 90a（借入地 90a） 労働力　家族　２人（主たる従事者１人）
所得及び労働時間	主たる従事者：所得 279 万円/人、労働時間 1,564 時間/人 （経営体として労働時間 3,128 時間、家族労働 3,128 時間）
生産方式	［資本装備］ トラクター、動噴、軽トラック、作業舎、冷蔵庫 ［技術内容］ ・土壌分析による施肥管理 ・生産性及び耐病性の高い品種の採用 ・品種に応じた栽培管理 ・防虫網の活用
経営管理の方法	・農作業日誌の記帳活用 ・パソコンなどの活用による経営管理
農業従事の態様	・定期的な休日の確保

【算定根拠】

農業粗収益	－	農業経営費	＝	農業所得
586 万円		306 万円		279 万円

1　品種構成
　こまつな（きよすみ）
　ほうれんそう（サプライズほか）
2　規模
　こまつな（夏どり）　30 a
　ほうれんそう（秋冬どり）　60 a
　ほうれんそう（春どり）　30 a
3　10 a 当たり生産量
　こまつな（夏どり）　1,840kg
　ほうれんそう（共通）　1,200kg
4　単価
　こまつな　200 円/kg
　ほうれんそう（共通）440 円/kg
5　所得率
　47%
6　単位当たり労働時間
　261 時間/10 a
7　借入地面積
　90a
8　10a 当たり借地代
　20,000 円

※補助事業の活用、中古農機の購入等により、減価償却費を 80%に圧縮

個別経営体（家族経営）

営農類型	露地野菜専作（ねぎ）
規模	畑 70ａ（借入地 70a） 労働力　家族　２人（主たる従事者１人）
所得及び労働時間	主たる従事者：所得 279 万円/人、労働時間 1,499 時間/人 （経営体として労働時間 2,998 時間、家族労働 2,998 時間）
生産方式	［資本装備］ トラクター、動噴、軽トラック、作業舎、育苗ハウス、皮むき機 ［技術内容］ ・土壌分析による施肥管理 ・耐寒性・晩抽性等栽培時期に適した品種の採用
経営管理の方法	・農作業日誌の記帳活用 ・パソコンなどの活用による経営管理
農業従事の態様	・定期的な休日の確保

【算定根拠】

農業粗収益	－	農業経営費	＝	農業所得
664 万円		385 万円		279 万円

1　品種構成

秋冬ねぎ（夏扇、龍ひかり、羽生一本太ほか）
春ねぎ　（龍まさりほか）
初夏ねぎ（春扇）
夏ねぎ　（初夏扇、羽生一本太ほか）

2　規模

秋冬ねぎ　40ａ
春ねぎ　10ａ
初夏ねぎ　10ａ
夏ねぎ　10ａ

3　10ａ当り生産量

秋冬ねぎ　3,250kg
春ねぎ　3,250kg
初夏ねぎ　3,500kg
夏ねぎ　3,500kg

4　単価

秋冬ねぎ　260 円/kg
春ねぎ　260 円/kg
初夏ねぎ　400 円/kg
夏ねぎ　290 円/kg

5　所得率

42％

6　単位当たり労働時間

428 時間/10ａ

7　借入地面積

70a

8　10ａ当たり借地料

10,000 円

※補助事業の活用、中古農機の購入等により、減価償却費を 80%に圧縮

個別経営体（家族経営）

営農類型	施設野菜専作（いちご）
規模	ハウス 2,100 ㎡(育苗ハウス 300 ㎡含む) （借入地 3,000 ㎡） 労働力　家族　２人（主たる従事者１人）
所得及び労働時間	主たる従事者：所得 278 万円/人、労働時間 2,000 時間/人 （経営体として労働時間 4,000 時間、家族労働 4,000 時間）
生産方式	［資本装備］ ハウス、トラクター、防除機、畦上げ機、灌水施設、暖房機、育苗ハウス、作業場、倉庫予冷庫、直売所、トイレ ［技術内容］ ・充実した苗が確保可能な育苗管理 ・土壌分析による施肥管理
経営管理の方法	・パソコンなどの活用による経営管理 ・農作業日誌の記帳活用
農業従事の態様	・定期的な休日の確保

【算定根拠

農業粗収益	－	農業経営費	＝	農業所得
972 万円		694 万円		278 万円

1　品目及び規模
　いちご 1,800 ㎡
2　生産量
　5,400kg（3,000kg/10a）
3　単価
　1,800 円/kg
4　所得率
　29%
5　単位当たり労働時間
　2,225 時間/10a
6　１時間当たりの雇用労賃
　なし
7　借入地面積
　30a
8　10ａ当たり地代
　50,000 円

※補助金活用により減価償却費全体を 82%に圧縮

第４ 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備 その他支援の実施に関する事項

１ 農業を担う者の確保及び育成の考え方

○ 本県の特色ある優れた品質の農畜産物を安定的に生産するとともに、魅力ある農村及び地域社会を維持し、本県農業が持続的に発展していくためには、生産性と収益性が高く、持続的な発展性を有する効率的かつ安定的な農業経営体を育成する必要があります。併せて、新規就農者などの次世代の農業を担う人材や中小・家族経営などの多様な経営体を含めて、幅広く確保し育成していく必要があります。

このため、本基本方針第１の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向」に即して、認定農業者、認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第１４条の４第１項の規定による青年等就農計画の認定を受けた農業者)、集落営農等の担い手について、経営規模や家族・法人など経営形態の別に関わらず育成し、主体性と創意工夫を発揮した経営を展開できるよう重点的に支援します。

特に、地域の将来の農業を担うため規模拡大に意欲的な経営体に対しては、農地の集積・集約を図り、効率的に生産を行うための設備投資や労働力確保の取組を強力に支援します。また、千葉県農業者総合支援センター等の関係機関と連携し、経営体の法人化や財務管理の改善、雇用導入等の取組を推進します。

また、次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに就農（農業経営の開始又は農業への就業）をしようとする青年等について、県内の各地域で安心して就農し定着することが出来るよう、相談への対応・情報の提供、農業技術や経営方法等の研修の実施、地域毎の受入から定着のサポート、就農資金の活用促進など、千葉県農業者総合支援センター等の関係機関と連携して一貫した支援を実施します。

○ 中小・家族経営、兼業農家などの多様な経営体について、地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしている実態を踏まえ、地域資源の適切な維持管理を図るための支援を実施します。また、定年後に就農しようとする者やマルチワークの一つとして農業を選択する者など多様な形で農業に関わる者についても、地域農業の活性化や地域社会の維持の面で重要な役割を果たすことが期待されることから、相談対応や情報提供、研修の実施等のサポートを行います。このほか、企業からの農業相談への体制を整備し、企業による農業参入の推進を図ります。

○ 生産現場の人手不足や生産性向上等の課題に対応し、担い手や多様な経営体による農業生産を下支えする観点から、農作業請負による労力補完やスマート農業技術等を活用して省力的に農作業を行う、農業支援サービス事業体による農作業の受委託を促進します。

２ 農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針

○　農業経営基盤強化促進法第１１条の１１の規定により、県において農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制を整備し、農業経営の改善に向けた助言・指導、就農等希望者の相談・情報提供等を行います。

また、県では、以下①～④の業務を行います。

① 農業を担う者の確保・育成を図るための情報発信・広報活動

② 経営管理の合理化等の農業経営の改善、農業経営の法人化や委託を受けて農作業を行う組織の設立等に関する相談対応、専門家派遣、啓発活動

③ 農業経営の計画的な継承のための啓発活動、相談対応

④ 就農等希望者などの農業を担う者、その他関係者からの相談対応、必要となる情報の提供、希望に応じた就農先の紹介・調整

○　県農林水産部担い手支援課は、年度毎に業務の運用方針を運用規程等として定めます。また、業務の実施に当たっては、県担い手支援課が中心となり、各農業事務所、千葉県農業者総合支援センターとともに進め、（公社）千葉県園芸協会、（一社）千葉県農業会議、（一社）千葉県農業協会、千葉県農業協同組合中央会、全国農業協同組合千葉県本部、（公財）千葉県産業振興センターと相互に連携してサポートを行います。

○　農業者や就農希望者からの相談に対しては、千葉県農業者総合支援センターに総合相談窓口を設置するとともに、経営関係は県担い手支援課及び各農業事務所、就農関係は前述の機関に加えて（公社）千葉県園芸協会、（一社）千葉県農業会議にも相談窓口を設置し、関係機関が連携して就農から定着、経営発展までのサポートを一貫して行います。

３ 都道府県が主体的に行う取組

○　県は、新たに就農しようとする者や農業を担う者を幅広く確保するため、農業の魅力、市町村・地域毎の受入体制、具体的な生活のイメージ等について、ＰＲ活動を行うとともに、ホームページ等を活用して積極的に情報発信します。

また、県では新たに就農しようとする青年等に対して就農相談や農業法人への就農あっせん、先進農家への研修紹介を行います。加えて、県立農業大学校において実践的な研修教育指導等を行うとともに、農業を担う者ごとの取組内容に添ったきめ細やかなサポートを行います。

さらに、新たに農業経営を営もうとする青年等が円滑に経営を開始し、将来的に効率的かつ安定的な農業経営へ発展できるよう、地域の農業者との意見交換会の開催等に加え、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の普及及び国等の支援の活用を働きかけ、就農前後の資金交付や農業機械・施設等の導入支援を図ります。また、就農直後の青年等を対象に、農業経営体育成セミナーを開催します。

○　認定農業者が経営改善計画を達成できるよう、また認定新規就農者が円滑に認定農業者に移行できるよう、各農業事務所において指導等を行います。

○　本県農業を力強くけん引するリーダーの育成を図るため、財務管理のセミナーなど経営者の能力向上に向けた研修会を農業経営の段階に合わせ継続的に開催します。

○　農業経営の法人化の推進や、アグリトップランナー※や企業的経営体など高度なニーズに対応するため、研修会の開催や専門家派遣等による個別支援の充実化を図ります。また、規模拡大や生産力の向上、省力化を図る経営体に対し、補助事業や農業制度資金の活用を促進し、農業施設や機械等の設備整備を支援します。

※）アグリトップランナー：売上 3,000 万円以上の経営体の呼称です。

○　経営拡大等に伴い必要となる労働力の安定確保に向けて、雇用の適正管理に向けた研修会の開催や、経営者からの雇用相談に応じ、専門家派遣による支援を行うとともに、就業者が安心して働くための就業条件や雇用環境を整備する農業者の取組に対し助成します。また、農業支援サービスや農福連携など、多様な労働力を確保するための取組を推進します。

○　集落機能を支える小規模経営の農業者が農業を継続できるよう、新たな特産品の生産や加工品の開発等の取組を支援します。また、地域ぐるみでの効率的な営農につながる集落営農組織などの組織経営体の設立・育成を支援します。

4　関係機関の連携・役割分担の考え方

○　県は、関係機関との緊密な連携をとった支援体制を構築し、就農相談対応や人材確保に係る支援を行います。また、就農希望者の営農計画作成に対する支援を行います。

市町村は、就農希望者等の受入について、関係機関と連携した体制を構築するとともに、就農地の生活・住居等に関する情報の提供、定着する上での相談対応等をサポートします。

市町村農業委員会は、農業委員や農地利用最適化推進員と連携し、就農希望者への農地等の情報提供を行います。

農業協同組合は、就農希望者等の作物ごとの営農技術等の指導を行うとともに、必要に応じて農業機械の貸与など必要なサポートを行います。

千葉県農業者総合支援センターは、農業者や就農希望者からの様々な相談に、総合相談窓口として対応します。

（公社）千葉県園芸協会は、就農希望者への雇用就農先の紹介・あっせん等を行います。

（一社）千葉県農業会議、農地中間管理機構、市町村農業委員会は、農業を担う者からの農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等

を行います。

株式会社日本政策金融公庫は、 規模拡大・経営発展をしようとする農業者や経営を開始する認定新規就農者等からの相談に対応し、各種融資を活用した経営面でのアドバイスを行います。

県は担い手の育成に向けて、普及指導員による指導に加え、各種の研修会等の実施や専門家派遣による個別支援などを行います。

県、千葉県農山漁村発イノベーションセンター、（公財）千葉県産業振興センターは、６次産業化や販路拡大を目指す農業者からの相談等に対応し、中小企業向けの施策を活用した支援・サポートを行います。

県は、個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり・コミュニケーションづくりを行います。

○ 収穫・出荷調整作業等の代行や人材供給などを行う農業支援サービ事業体の活用に関し、関係機関はサービス事業体に対して提供サービス内容（料金、対応区域等）に関する情報の提供を働き掛けるとともに、地域のサービス事業体に関する情報の収集及びサービス事業体による農作業の受委託の促進に努めます。

５ 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

○ 市町村は、区域内の就農受入組織（協議会、農協等）と連携し、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の生活や収入のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を整理し、県等に情報提供します。

県は、市町村から提供を受けた就農受入や農業経営・生活等のイメージに関する情報について、ホームページや就農イベント等を通じて就農希望者等に分かりやすく情報提供します。

○ 県は、就農等希望者（農業経営の開始又は農業への就業をしようとする者）、就農を受け入れる法人等の農業者、その他の関係者から就農等に関する相談があった場合には、相談内容に応じて必要な情報を提供し、当該者の希望内容や相談の結果等に応じて積極的に研修先や就農先の市町村を調整し、市町村の担当者等に紹介します。

○ 県担い手支援課及び各農業事務所は、就農等希望者を市町村等に紹介した後においても、その後の研修・調整・定着状況を随時把握し、関係者と連携して必要な助言・指導を行うとともに、研修・就農先の変更が必要になった場合には、必要に応じて他の市町村等との調整を行います。

○ 市町村及び農業協同組合は、経営の移譲を希望する農業者の情報について、積極的に把握するよう努め、県等に情報提供するとともに、県では就農等希望者とマッチングを行い、市町村等と連携して円滑に継承できるよう必要なサポートを行います。

第５ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

○ 本県農業の持続的な発展を目指す上で、農業生産の基盤である農用地をいかに保全・確保していくかは、重要な施策課題のひとつです。

そのためにも、優良農地を集団的に保全するという方針の下に無秩序な土地利用を防止する一方で、意欲と能力のある経営感覚に優れた担い手、すなわち効率的かつ安定的な農業経営を営む者（個別経営体・組織経営体）に農用地の利用集積を進めていくことが必要となります。

目標年次におけるその利用集積の目標は、次に掲げるとおりです。

区　分	農用地面積 (A)	利用集積の 目標面積 (B)	目標シェア (B/A×100)
	ha	ha	%
水　田	６９，０００	４８，０００	７０
畑	４７，０００	２２，０００	４７
合　計	１１６，０００	７０，０００	６０

注１）効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標には、基幹的作業（水稲については耕起・代かき・田植え・収穫、その他作物については耕起・播種・収穫及びこれらに準ずる作業）を３作業以上実施している農作業受託面積を含む。

注２）目標年次は、おおむね１０年後とする。

注３）現状（令和３年度末時点）の農用地利用集積の状況について、農用地面積は 122,700ha（水田 72,700ha、畑 50,100ha）、利用集積面積は 34,578ha（水田 22,443ha、畑 12,135ha）、担い手への農地利用集積率は 28.2%（水田 30.9%、畑 24.2%）である。

○ 農用地の面的な集積は、農作業の効率を上げ、農業者の経営改善につながる重要な手法の一つであり、県は、第１の６で示した地域における農業生産の取組方向に則し、地域の実情に応じて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の面的集積を優先して行うことを推進し、農業経営の改善を図ります。

○ 県内において作成される地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整やほ場整備等を行い、農地中間管理機構を軸としながら、県、市町村、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図ります。

第６ 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

○　第２に例示したような効率的かつ安定的な経営や本県農業をけん引する企業的経営体等の育成、第３に例示したような新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成及び第５で示したこれらの経営が地域の農用地利用に占める面積シェアの目標の達成を図るためには、従来にも増して積極的な取組が必要となります。

そのため県では、農地の集約化に重点をおいた農業生産基盤の整備を進め、生産性の高い優良農地を確保していきます。そして（一社）千葉県農業会議、千葉県農業協同組合中央会、（公社）千葉県園芸協会などの関係機関･団体との連携のもと、地域計画推進事業、農地中間管理事業等の農業経営基盤強化促進事業を柱に、農業経営基盤の強化の促進のための措置を集中的かつ重点的に講じます。

また、農業経営基盤の強化の促進のための措置を効率的かつ安定的な農業経営の育成に結びつけていくため、認定農業者制度（認定農業者の計画の達成に向けた支援を行う制度。）の一層の普及と、新たに農業経営を営もうとする青年等が、将来、効率的かつ安定的な農業経営者へと経営発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度（認定新規就農者の計画の達成に向けた支援を行う制度。）の一層の普及を図ります。

(1) 地域計画推進事業の推進

農業者の減少や荒廃農地の拡大等により地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地を有効利用し、効率的な農業を実施するためには、農地の集約化に向けた取組を加速化する必要があります。

そのため、市町村が地域計画を作成できるよう、県は、農業経営・就農支援センターとしての機能を十分に発揮し、新規就農者等の情報提供や、普及指導員等を協議の場に積極的に参加させるなど、全面的な支援を行います。

(2) 農用地利用改善事業の推進

地域の農用地の有効利用を図り、効率的かつ安定的な経営への優良農地の集積・集約化を円滑に推進するためには、地域の合意と自主性に基づいた取組が必要です。

そのため県では、集落等の地縁的なまとまりのある区域内の農用地について、市町村の認定する農用地利用規程に基づき作付地の集団化、農作業の効率化、農用地の利用関係の改善等を行う農用地利用改善団体の設立の推進と、その活動内容の充実を図ります。

さらに、担い手が不足している地域の農用地利用改善団体にあっては、関係者の合意のもと、地区内農用地の受け手となる特定農業法人の設立を推進します。

(3) コストの低減や収益性の向上に資する生産基盤の整備

地域の特性や将来の営農方針を踏まえて策定した地域計画の実現に向けて、農地の大区画化や水田の汎用化、用・排水路等の整備を行い、担い手への農地の集積・集約化を進めます。

これらの取組を通じて低コスト・高収益な農業経営を確立することで、効率的かつ安定的な経営体や本県農業をけん引する企業的経営体の育成を図ります。

(4) その他農業経営基盤の強化を促進するための事業の推進

委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業、農地中間管理事業の実施を促進する事業、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業等、その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業については、各地域の特性を踏まえ、その地域に適した事業を主体とした重点的･効果的な実施を図ります。

(5) 担い手の確保・育成に向けた総合的な取組

本県では、認定農業者制度の普及促進や水田農業の経営安定、担い手の確保・育成及び荒廃農地の解消を図るため、(一社) 千葉県農業会議、千葉県農業協同組合中央会等とともに行政と農業団体が一体となった「千葉県農業再生協議会」を設立しています。また、市町村段階では、市町村、農業委員会、農業協同組合等を構成員とする地域農業再生協議会が設立されています。

今後とも、これら協議会と市町村農業経営改善支援センターとの連携のもと、自主的かつ計画的に農業経営の改善に取り組もうとする農業者に対する助言等に加え、その農業経営改善計画の達成のため必要となる生産方式や経営管理の合理化、農業従事の態様の改善に向けた研修の実施など、適切な支援を行っていきます。

また、多様な担い手が地域で活躍できるよう、経営の多角化や法人化等を支援するとともに、集落営農組織の育成や企業等の参入を支援します。

(6) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に向けた取組

ア 新たに農業経営を営もうとする青年等の増加に向けた取組

（ア）就農意欲の醸成に向けた取組

本県農業の魅力を積極的に伝えていくため、様々なメディアを活用したＰＲ活動を行うとともに、ホームページやＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。インターネットを利用したコミュニケーションサービスのこと）などを活用し、若者に向けて積極的に情報発信します。

また、県内の高校生等を対象に、農業の魅力と可能性をＰＲし就農への動機付けを行うことにより、農業後継者等の就農を促進します。

さらに、東京都内や県内における定期的な就農相談会等の機会を通じ、本県への就農を啓発します。

（イ）就農希望者に対する情報提供

県内１４か所に就農相談窓口を設置し、就農希望者からの相談に対応するとともに、就農相談会等を開催し、就農希望者のニーズに応じた研修先や就農先の情報提供、栽培技術や経営ノウハウ等の農業経営に資する情報、国や県などの就農支援策等の情報提供を行います。

また、農業法人等への雇用就農について、（公社）千葉県園芸協会において、県内の農業法人等と連携し、求人情報の収集と職業紹介等を行います。

（ウ）就農のための支援

県立農業大学校において学生や新規就農希望者に対して実践的な教育や研修を行うとともに、指導農業士等、優れた農業経営者の下での栽培技術や経営ノウハウの習得、市町村や関係機関・団体等と連携した実践的な研修の実施、地域の農業者や農業委員会、農地中間管理機構等と連携した農地の確保支援、国の新規就農者育成総合対策の活用推進など、就農に向けた支援体制を整備し、経営感覚に優れる新規就農者の確保・育成を図ります。

（エ）県内の関係機関の役割分担

（一社）千葉県農業会議、（公社）千葉県園芸協会、千葉県農業者総合支援センター、農業協同組合及び県連合会、市町村、農業委員会、県指導農業士会等、関係団体・機関の連携体制を整備します。

イ 定着に向けた取組

市町村が策定する「地域計画」に新規就農者が農業を担う者として位置付けられるよう促すとともに、国の新規就農者育成総合対策や青年等就農資金の活用、農業事務所による農業経営体育成セミナーや個別指導、当該青年等を集めての交流機会の提供や優良経営者による講座等により、安定的な経営体への成長を促進します。

ウ 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組

認定新規就農者については、その経営の確立に資するため、青年等就農計画の実施状況を点検し、市町村、農業委員会、農業事務所、ＪＡ等の関係機関・団体が必要に応じて栽培技術指導、経営指導等のフォローアップを行うなど、重点的に指導等を行います。

さらに、当該農業者が引き続き農業経営改善計画を作成できるよう計画的に誘導します。

第７ 農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項

○　農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第４条の規定により農地中間管理機構に指定された（公社）千葉県園芸協会は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、次に掲げる事業の範囲内で、農業経営基盤強化促進法第７条に規定する事業を行います。

ア 農用地等を買い入れて、当該農用地等を売り渡し、交換し又は貸し付ける事業

イ 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の無利子貸付けを行う事業

ウ 農業経営基盤強化促進法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し農地売買等事業により買い入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式の全てを当該農地所有適格法人の他の構成員に計画的に譲渡する事業

エ アに掲げる事業により買い入れ又は借り受けた農用地等を利用して行う新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

○　市町村が定める地域計画の区域において、特例事業を実施する場合は、当該地域計画の達成に資することとなるように実施します。

千葉県農林水産部農林水産政策課
〒260-8667
千葉市中央区市場町１番１号
TEL 043-223-2812
FAX 043-222-3960